

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号							
許認可等の種類	応急仮設建築物の存続の許可	根拠条項	法第85条第4項							
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本建築をなす期間中の仮営業所（昭和28年2月13日住指発101号）</li> <li>・工事中仮設建築物の解釈（昭和28年9月16日住指発1217号）</li> <li>・「建築基準法第85条第2項に規定する工事中仮設建築物について」（昭和61年12月8日住指発33号）</li> </ul>									
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30	日	目次NO	67
							標準経由期間		日	